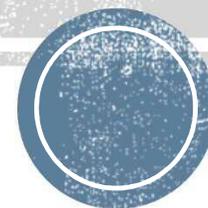


# 令和6年度集團指導 【生活介護】

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係



# 目次

- ◆基本報酬の設定【見直し】
- ◆前年度の平均利用者数の算定方法【見直し】
- ◆延長支援加算【見直し】
- ◆医療的ケアの体制の充実等  
常勤看護職員等配置加算【見直し】・人員配置体制加算【見直し】  
入浴支援加算【新設】・喀痰吸引等実施加算【新設】
- ◆人員配置基準【見直し】
- ◆リハビリテーション加算【見直し】
- ◆栄養スクリーニング加算【新設】
- ◆栄養改善加算【新設】
- ◆福祉専門職員配置等加算【見直し】



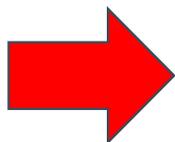
# 基本報酬の設定【見直し】

- 所要時間（サービス提供時間）ごとに基本報酬を設定する。
- 利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。  
（重症心身障害児者対応の多機能型事業所に配慮し、5人以下、6人以上10人以下の区分も創設）

## 改定前

- (1) 利用定員が20人以下
  - (一) 区分6 1,288単位
  - ⋮
  - (五) 区分2以下 546単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
  - (一) 区分6 1,147単位
  - ⋮
  - (五) 区分2以下 476単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
  - ⋮

障害支援区分、  
利用定員規模（20人ごと）別



## 改定後

- (1) 利用定員が5人以下
  - ① 所要時間3時間未満の場合
    - (一) 区分6 669単位
    - ⋮
    - (五) 区分2以下 283単位
  - ② 所要時間3時間以上4時間未満の場合
    - ⋮
- (2) 利用定員が6人以上10人以下
  - ⋮
- (3) 利用定員が11人以上20人以下
  - ⋮
- (4) 利用定員が21人以上30人以下
  - ⋮

障害支援区分、  
利用定員規模（10人ごと）、  
所要時間（サービス提供時間）別

# 基本報酬の設定【見直し】

Q：基本報酬における「所要時間（サービス提供時間）」とは？

A：**生活介護計画に位置付けられた標準的な支援時間**（× 現に要した時間）

※所要時間には、原則として、送迎に要する時間を含まない。

## 【ポイント】

生活介護計画の標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討してください。

## 【ポイント】

令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。



# 基本報酬の設定【見直し】

(注意すべきポイント📌)

- 土日祝日の営業時間を、平日より短時間としている場合  
⇒現にサービスを提供した時間に基づき算定

(例)  
平日の営業時間…9:00～16:00  
土日の営業時間…9:00～12:00  
(サービス提供時間も同じ時間)  
⇒平日と同様の7時間ではなく、  
現にサービスを提供した時間  
(**3時間**)で算定

- 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況等、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画の標準的な時間よりも短くなった場合  
⇒標準的な時間に基づき算定

(例) 生活介護計画のサービス提供時間……5時間  
事情により実際のサービス提供時間…3時間  
⇒生活介護計画のサービス提供時間 (**5時間**)で算定

- 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画の標準的な時間よりも長い時間に及んだ場合  
⇒実際に要した時間に応じた報酬を算定

(例) 生活介護計画のサービス提供時間……5時間  
事情により実際のサービス提供時間…7時間  
⇒実際のサービス提供時間 (**7時間**)で算定

# 前年度の平均利用者数の算定方法【見直し】

- ▶ 「前年度の平均利用者数」の算定についても、サービス提供時間を考慮する。

## 【算定式】

前年度の平均利用者数 = 前年度の利用者延べ数 ÷ 開所日数 小数点第2以下切り上げ

⇒ 「前年度の利用者延べ数」を計算するにあたって…

- サービス提供時間が**5時間以上7時間未満**の利用者

⇒ 1人ではなく、**0.75人**として計算

- サービス提供時間が**5時間未満**の利用者

⇒ 1人ではなく、**0.5人**として計算

## 【令和6年度の特例】

令和6年度は、令和6年3月の支援実績等や、本人の利用意向を確認すること等により把握した、令和6年4月以降に個別支援計画に定めると見込まれる標準的なサービス提供時間により前年度の利用者延べ数を算出できる。

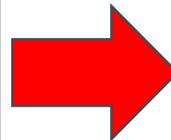
# 延長支援加算【見直し】

生活介護の基本報酬が、サービス提供時間で「8時間以上9時間未満」まで設定されていることから、基本報酬以上（**9時間以上**）の支援を評価する。

## 改定前

営業時間を超えて支援を提供した場合

- 1日の延長支援に要した時間に応じ、算定する
  - ・延長支援 1時間未満
  - ・延長支援 1時間以上



## 改定後

1日の**所要時間（サービス提供時間）**が9時間以上であった場合

- 1日の所要時間に応じ、算定する
  - ・9時間以上10時間未満
  - ・10時間以上11時間未満
  - ・11時間以上12時間未満
  - ・12時間以上

（注意すべきポイント👉）

- 生活介護計画に定める時間ではなく、**実際にサービス提供を行った時間**である。



# 医療的ケアの体制の充実等

<b>常勤看護職員等配置加算</b> 【見直し】	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。
<b>人員配置体制加算</b> 【見直し】	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。
<b>入浴支援加算</b> 【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。
<b>喀痰吸引等実施加算</b> 【新設】	医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算の創設。
<b>基本報酬【見直し】</b> (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。



# 常勤看護職員等配置加算【見直し】

(従来) 要件ごとに3区分

常勤看護職員等配置加算(I)

常勤看護職員等配置加算(II)

常勤看護職員等配置加算(III)

(改定後)

区分をなくし、下記の要件・式で算定

常勤看護職員等配置加算

## (新) 常勤看護職員等配置加算

### 【要件】

常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置

### 【算定式】

⇒ **利用定員に応じた所定単位数 × 看護職員の常勤換算員数（小数点以下切り捨て）**

例) 定員が20人、看護職員数が2.2人の場合 28単位 × 2 = 56単位/日

# 人員配置体制加算【見直し】

(改定前)

名称	利用者の合計数に対する 区分5・6（※）の割合	必要な従業員数 (常勤換算方法)
人員配置体制加算(Ⅰ)	100分の60以上	人員配置 1.7: 1
人員配置体制加算(Ⅱ)	100分の50以上	人員配置 2: 1
人員配置体制加算(Ⅲ)	-	人員配置 2.5: 1

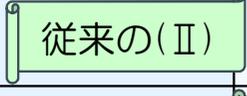
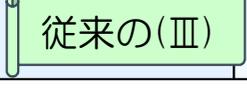
※区分 4 以下であって、行動関連項目合計点数が 10 点以上である者又は区分 4 以下であって喀痰吸引等を必要とする者を含む。



# 人員配置体制加算【見直し】

新たに人員配置「1.5：1」の報酬体系を創設する。

(改定後)

名称	利用者の合計数に対する 区分5・6（※）の割合	必要な従業員数 (常勤換算方法)
人員配置体制加算(I) 	100分の60以上	人員配置 <b>1.5:1</b>
人員配置体制加算(II) 	100分の60以上	人員配置 1.7:1
人員配置体制加算(III) 	100分の50以上	人員配置 2:1
人員配置体制加算(IV) 	-	人員配置 2.5:1

※区分4以下であって、行動関連項目合計点数が10点以上である者又は区分4以下であって喀痰吸引等を必要とする者を含む。



# 入浴支援加算【新設】

80単位／日

## 【要件】

- 医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供すること

## （注意すべきポイント📌）

- 他の事業所の入浴設備を利用する場合は、加算を算定する事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。
- 入浴支援は、医療的ケアが必要な者や重症心身障害者が対象であることから、看護職員や看護職員から助言・指導を受けた職員が実施することが望ましい。



# 喀痰吸引等実施加算【新設】

30単位／日

## 【要件】

- 医療的ケアが必要な者に喀痰吸引等（喀痰吸引・経管栄養）を行うこと
- 登録特定行為事業者（喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所）であること
- 認定特定行為業務従事者（喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員）が喀痰吸引等を行うこと



# 人員配置基準【見直し】

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士のほかに言語聴覚士を加える。

## 【人員配置基準】

- 利用者の数に対し、必要な看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は…
  - 平均障害支援区分が4未満 ⇒常勤換算方法で「6：1」以上
  - 平均障害支援区分が4以上5未満⇒常勤換算方法で「5：1」以上
  - 平均障害支援区分が5以上 ⇒常勤換算方法で「3：1」以上



# リハビリテーション加算【見直し】

リハビリテーション加算の算定に必要な「リハビリテーション実施計画」について、作成期間を3月ごとから6月ごとにする。

(個別支援計画と同頻度に変更)

	改定前	改定後
個別支援計画（生活介護計画）	6月に1回以上見直し	6月に1回以上見直し
リハビリテーション実施計画	概ね3月ごとに作成	6月ごとに作成



# 栄養スクリーニング加算【新設】

5単位/回

## 【要件】

- 従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認（スクリーニング）を行うこと
- 確認した情報を担当する相談支援専門員に提供すること

### 【確認項目】

- BMI
- 体重変化割合
- 食事摂取量
- その他栄養状態リスク

（注意すべきポイント📌）

- 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所は、サービス担当者会議で決定することとし、原則、その事業所がスクリーニングを継続的に実施



# 栄養改善加算【新設】

200単位／回

【栄養改善加算を算定できる利用者】

次のいずれかの栄養状態リスクに該当する者で、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者

- BMI
- 体重変化割合
- 食事摂取量
- その他低栄養又は過栄養状態にある、又はそのおそれがあると認められる者



# 栄養改善加算【新設】

200単位/回

## 【栄養状態リスクの判断】

リスク分類		低リスク	中リスク	高リスク
BMI	知的障害	19~26未満	やせ 15~19未満	やせ 15未満
			肥満 26~30未満	肥満 30以上
	身体障害	16~24.5未満	やせ 11.5~16未満	やせ 11.5未満
			肥満 24.5~28.5未満	肥満 28.5以上
体重変化率		変化なし (増減：3%未満)	1か月に3~5%未満	1か月に5%以上
			3か月に3~7.5%未満	3か月に7.5%以上
			6か月に3~10%未満	6か月に10%以上
血清アルブミン値		3.6g/dl以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量		76~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養		
		静脈栄養		
褥瘡				褥瘡

# 栄養改善加算【新設】

200単位／回

## 【要件】

- 事業所の従業者として、又は外部との連携により、**管理栄養士を1名以上配置**していること
- 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した**栄養ケア計画を策定**していること

### 【栄養ケア計画の記載事項】

- 栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）
- 解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項 等

※ 栄養ケア計画については、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

※ 栄養ケア計画に相当する内容を生活介護計画の中に記載する形でも可。



# 栄養改善加算【新設】

200単位／回

## 【要件（続き）】

- 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が**栄養改善サービスを行っている**とともに、利用者の**栄養状態を定期的に記録**していること
- 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を**定期的に評価**していること

栄養状態の評価結果について、担当の相談支援専門員や主治医に対して情報提供すること

- 3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。



# 福祉専門職員配置等加算【見直し】

## • 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

【要件】直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること

## • 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

【要件】直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること

## • 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

【要件】次のいずれかに該当する場合であること

- 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること
- 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること

（改定前）

（Ⅰ）～（Ⅲ）のうちのいずれかを算定することができる。

併給不可

（改定後）

（Ⅰ）と（Ⅲ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）の組合せで2つの区分を算定することができる。

併給可

横断的事項の動画も是非ご覧ください。  
ご視聴ありがとうございました。

